平成２３年（フ）第６９９号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３番21―603号
債務者　五十里茂伸
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７６０号
川崎市中原区井田３丁目20番10号　第７ＮＫハイツ101
債務者　和田　　真
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７３１号
岡山市中区倉益96番地
債務者　髙木　　勲
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９０９号
横浜市金沢区寺前２丁目４番８号　ベイハイツ103号
債務者　村井　圭介
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０８９号
横浜市都筑区加賀原１丁目３番８号
債務者　新野　幹郎
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９２号
静岡市駿河区向敷地1202番地の５　グランパⅡ302号
債務者　望月　義憲
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７８３号
静岡市清水区八坂町477番地の１　ユニキューブＡ
債務者　野口　　理
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７８４号
静岡市清水区八坂町477番地の１　ユニキューブＡ
債務者　野口美代子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６５号
石川県鹿島郡中能登町芹川４部５番地
債務者　中原　静江
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第３６４号
愛知県豊橋市大岩町字本郷20番地１　101
債務者　大橋　宣和
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３６５号
愛知県豊橋市東小鷹野３丁目11番地８　103
債務者　中根　正雄
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２９２号
長崎県佐世保市大潟町290番地228、旧住所愛知県岡崎市葵町15番地６　ロータスアオイ203
債務者　岡田　和夫
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３１８号
釧路市大楽毛南４丁目９番34号
債務者　大澤　勝昭
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３３５号
釧路市文苑１丁目56番10号　アーバン文苑103号
債務者　久根木亮太
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２８７号
沖縄県沖縄市宮里１丁目６番６号　マンションドリーム３Ｂ
債務者　比嘉　一葉
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部